

デジタル技術 導入補助金 2025 **ご案内**



中小・小規模企業デジタル技術導入等緊急支援事業費補助金

エネルギー価格高止まり等の影響を受けている道内中小・小規模企業等の生産性向上等のための、デジタル技術導入による経営改善の取組を支援します。

補助対象者	道内の中小・小規模企業者等	
申請区分	通常枠	賃上げ枠 [※]
補助率	1/2以内	3/4以内
補助上限額	200万円 (下限10万円)	300万円 (下限10万円)
対象経費	経営改善に資するデジタル技術導入に係る経費	

※①賃上げ枠(実施予定):申請日から補助事業完了日までの間に、常時使用する従業員の平均賃金を2024(令和6)年12月時点と比較して**3.5%以上**引き上げる旨の賃上げ誓約書を提出。

②賃上げ枠(実施済み):2025年1月から申請日までの間に、常時使用する従業員の平均賃金を2024(令和6)年12月時点と比較して**3.5%以上**引上げ済み。

公募期間 (令和7年) **2025年3月19日[水]~5月19日[月]** ※当日消印有効

申請方法 **電子申請** または **郵送申請**

- 下記専用ホームページから電子申請ができます。お問合せや書類の追加提出がスムーズな電子申請をご利用ください。
- 申請書の書き方が分からない場合は、申請の手引をご確認いただくか、下記コールセンターにご相談ください。

デジタル技術導入補助金2025事務局専用
ホームページは
こちら

コールセンター

[受付時間:平日 9:00~17:30]

TEL.011-351-6424

専用ホームページ

https://digital-support2025-hokkaido.jp/



Q1.

申請書や申請の手引きはどこで配布していますか？

専用ホームページからダウンロードができます。

<https://digital-support2025-hokkaido.jp/>



Q2.

申請にはどのような書類が必要ですか？

以下の書類が必要となります（追加で書類の提出をお願いする場合があります）。

なお、賃上げ枠の場合、⑦又は⑧の書類をご用意ください。

提出書類の詳細については、申請の手引きまたは専用ホームページをご確認ください。

申請に必要な書類	中小法人等	個人事業者等
① 補助金交付申請書(様式第1号)	●	●
② 直近決算書(貸借対照表、損益計算書(販売費及び一般管理費の内訳含む)、製造原価報告書、株主資本等変動計算書) 個人の場合、所得税青色申告決算(青色 一般)または収支内訳書(白色、青色(農業、現金))	●	●
③ 履歴事項全部証明書(原本) 3カ月以内に発行されたもの 個人の場合、開業届の控えの写し及び本人確認書類の写し(運転免許証などの住所、氏名、顔写真が記載された公的機関の発行物)	●	●
④ 誓約書(様式第1号別紙1)	●	●
⑤ 補助金交付申請書の「4 補助対象経費及び補助金申請額」欄に記載した物品等の見積書、カタログ等	●	●
⑥ 営業許可が必要な業種の場合、営業許可証の写し	●	●
⑦ 申請区分が賃上げ枠(実施予定)の場合、賃上げ誓約書(様式第1号別紙2)及び2024(令和6)年12月の賃金台帳	(賃上げ枠の場合)	
⑧ 申請区分が賃上げ枠(実施済み)の場合、賃上げ実績書(様式第8号別紙2)、2024(令和6)年12月の賃金台帳及び賃上げ実施後の賃金台帳	(賃上げ枠の場合)	

Q3.

対象となる取り組み例を教えてください

小売店

訴求効果の高い商品PRのため
デジタルサイネージの導入



人手不足対策(省人化)のため
セルフレジを導入



飲食店

人手不足対策(省人化)のため
配膳ロボットを導入



人手不足対策(省人化)のため
オーダーシステムを導入
(券売機、タッチパネルタイプ)



製造業

製造工程効率化のため
3Dプリンターを導入

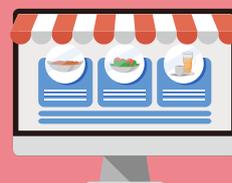


人手不足対策、
労働負荷軽減等のために
ロボットシステムを導入



その他

情報発信や販売の
効率化のためアプリ開発や
ECサイトを構築



事務効率向上のため、
業務改善ソフトや
クラウドサービスを導入
・人事労務管理ソフト
・勤怠システム etc.

